

平成27年第2回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成27年6月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	久須美忍	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
高 齡 福 祉 課 長	鷹 松 丈 人 君
高 齡 福 祉 課 副 参 事	長 谷 川 康 子 君
高 齡 福 祉 課 長 補 佐	堀 内 信 彦 君
商 工 観 光 課 長	鈴 木 武 君
商 工 観 光 課 長 補 佐	川 又 信 彦 君
学 務 課 長	小 田 野 恭 子 君
指 導 室 長	金 澤 彰 君
学 務 課 長 補 佐	堀 越 信 一 君
教 育 企 画 室 長	小 栗 進 君
観 光 保 全 課 長	石 川 耕 二 君
観 光 保 全 課 長 補 佐	滝 田 憲 二 君
企 画 政 策 課 長	後 藤 弘 樹 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
建 設 課 長	市 村 勝 巳 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
農 政 課 長	金 木 雄 治 君
農 政 課 長 補 佐	田 代 泰 英 君
農 政 企 画 室 長	柳 原 克 之 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

平成27年6月11日（木曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程につきましてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

ここで産業経済部長より発言の申し入れがありますので許可いたします。

産業経済部長。

○産業経済部長（山中賢一君） 昨日の10番野口議員の一般質問の中で、プレミアム付商

品券発行事業における換金手数料についてのご質問に対しまして答弁内容に誤りがありましたので、また、説明内容が不十分であったことから誤解を生じる可能性があるため、議長の許可を得て訂正及び補足させていただきます。

換金手数料の徴収を決定している市町村は、県内44市町村中、本市を含まして16市町村となっております。昨日、日立市は徴収すると答弁いたしましたが、日立市では徴収する計画がありませんので、訂正させていただきます。

また、プレミアム付商品券の換金手数料の設定につきましては、国が示した参考資料の内容、その内容は額面の1～2%を負担する例が多いとされ、小型店、大型店、また、会員、非会員に差を設けている例が示されており、大型店の場合は3%から10%となっております。その内容を踏まえた上で、本市と商工会において前回実施しました際の5%の換金手数料を基本に設定しております。

なお、ご負担いただいた換金手数料については、国からの交付金とともに事業実施に係る事業費として支出されるものであり、直接商工会の収入となるものではございません。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番菅井 信君、6番畑岡洋二君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を続けます。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入ってくださいようお願いいたします。また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるようお願いいたします。

それでは、6番畑岡洋二君の発言を許可いたします。

○6番（畑岡洋二君） 6番政研会の畑岡洋二でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式にて一般質問を行います。

初めに、介護サービス事業における家族介護用品支給事業についての質問を行いたいと思います。

ある日、私は市民からこの家族介護用品支給事業についての相談を受けました。この方はかつてご主人をご自宅で介護されていた時期があったそうです。そして行政より家族介護用品支給事業の利用を勧められたようでございます。勧めに従い、利用を申し込んだところ、なかなか利用券をもらえず、残念な思いをしたということ伺いました。なんと使い勝手が悪いのだらうと思ったということでございます。今も同じように使いづらいのか、改善を頼むよと言われ、今回の質問に至った次第でございます。

私も個人的にはこの事業、非常にいいものだと思っておりますけれども、やはりもう少し時代にあった改善があればということで質問ということでございます。

では、笠間市における家族介護用品支給事業とはいかなるものでしょうか。

最初の質問でございます。なぜこのような事業が始まったのでしょうか。その起源を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 畑岡議員のご質問にお答えします。

この事業は在宅の要介護3以上の高齢者本人や家族の方の身体的・精神的・経済的負担を軽減しまして、在宅生活の継続、また、要介護高齢者とその家族の福祉の向上ということを目的に、介護用品を支給する制度ですけれども、この事業が始まった最初ですけれども、合併前の各市町におきまして、平成5年ごろから寝たきりの方を介護する世帯へ紙おむつの現物給付という方式で始まったものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。最初は小さいところからこの事業も始まったようで、ありがとうございます。

この笠間市家族介護用品支給事業というもの、ここに実施要綱というものを私も見させていただきまして、ここに目的等々書いてあるんですけれども、まさしく先ほどあったように、高齢者及びその家族に対し介護に必要な用品（以下介護用品という）を支給することにより、高齢者の身体の衛生、清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とされてこの事業が今も成り立っているというふうに私も理解しております。

では、先ほど紙おむつから始まった事業ですけれども、この介護用品支給事業も社会情勢の変化とともに少しずつこの事業自体も変化しているようでございます。

そこで2番目の質問になりますけれども、これ、どのような変遷をたどっているのか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 事業内容についてですけれども、合併後は約1年間同等の現物給付ということで進めていたところですが、平成19年度から多様化する利用者のニーズに対応できるように現在の購入券方式に改めました。平成20年度には対象商品を現在の6品目に改めるということで進めておりました。また、急速に進む高齢化ということで認定要件の方がふえるということもございましたので、平成24年度には月額5,000円の購入券でしたけれども、額を4,000円に改めて現在に至っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。確かに私も古い資料というか、あれですけども調べさせていただきまして、平成19年に5,000円が4,000円になると。この辺の金額に関しては多い・少ないいろいろあるでしょうけれども、これに関してはここで特別追及する話ではございません。この辺、4,000円に引き下げた時期というのが第5期高齢者福祉計画介護保険事業計画、この辺で見直しがあったんだろうとっております。

では、この事業、実際に今どのように利用されているのかということで、余りさかのぼりますと私もなかなか数字を追いかけるのもあれなので、まず、過去3年間で年間の利用金額及び利用件数について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 暑い方は上着を脱いで結構ですので、お願いします。

福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 現在の利用状況ですけれども、年々増加傾向にございます。延べ人数、金額の方を説明させていただきます。

平成24年度から26年度までの利用延べ件数として、平成24年度が5,473人、25年度が5,844人でしたので、371名の増で7%です。26年度が6,009名ということで165名の増、3%の増になっております。

利用額につきましては、24年度が2,160万2,000円、25年度が2,306万8,000円で146万6,000円の増で7%。26年度が2,378万1,000円で、71万3,000円の増で3%となっております。

また、昨年度1年間の月別の利用件数は平均して推移しているというような状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。一度にガーッと上がっているわけではないですけども、少しずつ、少しずつ金額、当然1件当たり4,000円ということになるでしょうから上がっているということ、今伺いました。

次の私の質問の中で、26年度の4月から3月までの月ごとの利用件数という中で、平均的には余り変わらないという説明が先にありましたけれども、この辺は後で質問するんですけども、要するに、周知の仕方によって利用申請者の変動が月ごとに異常に山谷があるのかなというところもありましたので、昨年度26年4月から27年3月までの利用件数の

数字が異常に高いところと低いところがあればと思ひまして伺おうと思つたですけれども、余りその辺はないようなことなので、といつても、この辺今ピークが幾つで、一番低いところはどのくらいかというのが手元にありましたら、昨年度の中の月別というところでご説明いただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） ピークといひますか、全体的に利用者がふえているというように理解しておひまして、昨年26年度中で言へば、4月が実質461名が、ことし3月、27年度の3月には424人ということになっておひまして、利用者の増に伴つて人がふえているという状況がありますので、ピークといふことではとらえていません。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。

では、次の質問にいきたいと思ひますけれども、次は笠間市介護用品支給実施要綱の中身とその周知に関してといふことで通告させていただいておひます。

ここに先ほどおっしゃいましたように、家族介護用品支給実施要綱の写しがありますけれども、この中の第4条第3項、ここに介護用品の支給の時期については当該月の10日までに申請のあつたものは申請月を支給開始月とし、11日から末日までに申請のあつたものは翌月を支給開始月とすると。この辺が先ほど私も市民の方から質問されたところにくるんだらうと思つておひます。

例えば10日に申請した人と11日に申請した人、1日しか違わないのに結果的には1カ月分違つてしまうと。これって何なんだらうと。どこにそうせざるを得ない理由があつたんだらうといふことで、既に高齢福祉課さんの方には、どういふことで、また、改善することができるのであればといふことで今お願ひしているところであります。その辺の現状をご答弁いただけたらと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この要綱の作成のときの考え方になるかと思ひますけれども、10日に締めてそのときに購入券を発行するといふことで、なるべく4,000円、当初は5,000円でしたけれども、その金額を一月有効に使つていただきたいといふことと、あと、次の月に対して30日で4,000円といふことがあるといふことで利用者の日数の平均化を考えたことだらうと、制度設計上はそうだらうといふふうには推測しておひます。

今後どうするのかといふことですけれども、今所管課の方でも検討しておひますが、10日といふことの合理性は今申し上げましたような制度の設計の中ですけれども、10日で締めた方がいいのか、それとも随時がいいのかといふことと、あと、周知の方法と申請の日時を締め切るといふよりは、制度の形そのものになるんですけれども、この支給方法自体は介護度が3以上といふことになっておひますので、介護認定の審査会は毎月ごとに週2回から3回常に行つていふところがございますので、当然介護3になれば当然申請する権

利が発生する、在宅で介護していればですね、ということがございますので、そういう周知の方法を明確にしていく中で10日ということに限らなくても利用者の利便性は十分図れるのかなということも考えておりますので、今後の検討を進めていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。部長がおっしゃるように、月末に申請してその月が3日、4日しかないのにお金使えるのか、使えないのかという難しいところもあろうかと思えますけれども、その辺もかんがみた上でよい方法があればということをお私の方からも望みたいと思えます。

また、今部長からもありました周知ということなんですけれども、周知に関してやはりわかりにくいところが私なりに感じられましたので、この辺確認したいと思えます。先ほど平成24年4月から5,000円だったものが4,000円に変更になるということがありました。申しわけありません、その前に、最初に合併して1年たって平成19年4月から支給方法の変更がなされた。これがどのように市民に周知されたかということをおまず伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 該当者の方に個別通知ということで周知させていただきました。ですので改めて制度が変わったときには、6カ月ごとの更新というのは変わりなかったと思えますので、そのときの事前通知で個別に対応しました。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 個別、既に要介護3、要件を満たしている方、既に5,000円というものをその事業にかかわっている方には個別にされたということでございますけれども、ここに平成19年3月1日の週報かさまのお知らせ版にも、「家族介護用品の支給方法が変わります」ということで、そのときは対象者ではございませんけれども、こういう話はいつ対象者になるかわからないというところで、丁寧に市の方からお知らせ版を使って周知されているようでございます。

こういうふうにもう私からするとやられている例もありますし、次の件なんです。やはり周知の件で先ほど平成24年4月から5,000円金額だったものが4,000円になると。これについてどのように周知されたかを答弁願います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 先ほどと同じように該当者の方には個別通知で年度が変わるときに制度が改まりますということで周知を差し上げました。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） そのように私も伺っておりますけれども、ではなぜこのときに、平成19年のように、それこそ金額が変わる大きな変更でもあるにかかわらず、市報等に全

市民に対していつ必要になるかわからないサービスの周知がなされなかったのか、もう少し丁寧であってもよかったのかなと思っております。そのときにどうして周知しなかったのかというのはもう既に2年、3年たっておりますので、そのときちょっとわかりませんが、この点においてはここで終わりにしますけれども、さらにもう一つ、周知の件です。やはり広報かさまのお知らせ版平成26年3月6日号、9月4日号、そして平成27年3月5日号と半年ごとに、「家族介護用品購入券を配付します」という周知の記事が載っております。ところが、ここで気になるのが3月の申請期限は3月24日、9月の申請期限は9月22日という、実施要綱にないような考え方の申請期限というものがなされておりました、これがこの事業をよくわからない人にとっては誤解を招くのではないかと感じましたので、この辺今どういうふう考えているかご答弁願います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） この制度の運用の中で、規定では該当者の方に交付するということしか定めておりませんが、実際に運用する中では、伺い定めというようなことですが、当然該当者の方のどのように変更になっているか、家族の状況であるとか、介護度が変わっているという状況もございますので、半年ごとの更新ということにさせていただきます。それは1年分12回分を購入券を交付するというよりも、6回分を交付して更新していただくと、確認の意味でということでございますので、そのような取り扱いをしている中で、3月、事前に該当者の方には個別通知をしまして、新たな年度、4月からは新たに購入券を交付しますので、3月中に申請してくださいというふうに個別にしている中で、その個別通知を確認できない方もいらっしゃるのかなということで、週報でも新ためて周知しているということで、これは今申し上げましたように、6カ月ごとということですので、3月にも個別、9月にも通知を差し上げて、9月中にもう一遍更新してくださいと。個別周知をした中で週報でも改めて周知しているということですので、該当者の方が見忘れたとき、個別郵送分を見忘れたときの念のためというようなことで周知させていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。今のご答弁の内容からですと、既に介護用品支給事業に既にいただいている方に対する周知ということで非常に丁寧だったと思います。

私が一番気になったのは、既にかかわっている方ではなくて、例えば市外の方だったり、今どきですから引っ越すときにどんな事業があるとか、そういうようなときに考えてしまったものですから、なかなかわかりにくい表現になっているのかなと思ひまして、その辺なかなか全員に均等に情報を伝えるというのは大変な労でございますけれども、その辺今後少し気をつけていただければ私もありがたいなと思っております。

あと、ここで先ほどの平成24年度に関する事なんですけれども、山口市長の施政方針

のところに出てきた内容の中にこういうことが書いてあったんですね。平成24年の施政方針でございますけれども、「介護保険料につきましては、介護給付の増大等に伴い、保険料引き上げる改定を行う必要がありますので、市民に十分理解が得られるよう周知の徹底を図ってまいります」と。要するに、市長も非常に情報の周知の大事さというものをこういうふうに強調しております。まさしくこのあれだと思いますので、なかなか難しいと思いますけれども、重ねてうまく周知していただければなと思います。

これで介護サービスについての質問は終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では続きまして、観光事業振興についてということで通告させていただいております。そのうちの一つでございますけれども、なかなか言葉として難しかったんですけれども、観光に寄与する案内板、なんでこんなところに寄与という言葉を使ったんだろうという指摘もあろうかと思っておりますけれども、市内には多種多様な案内看板なりいろいろな看板がございます。それを全部ここで取り上げようとすると話がまとまりませんので、観光に寄与するということのくくりとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

最初の質問になりますけれども、観光地笠間には本当にいろいろな種類の案内板が設置されていると。そこでよくある話ですけれども、いろいろな団体、要するに地方自治体が単独とするもの、地方自治体が広域とするもの、そしてまた民間団体が単独とするもの、また民間団体が市の助成なり支援をいただいているもの、そういうふうにもいろいろなくくりがあると思っておりますけれども、次の質問につながるように、この辺はその辺を一度できる限りわかりやすくくくりをし直した方がいいのかなと思ひましてこの質問にさせていただきました。ということで、設置団体名とその団体が設置した案内板の数についてということで、なかなか難しい質問かもしれませんがわかる範囲でよろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

〔産業経済部長 山中賢一君登壇〕

○産業経済部長（山中賢一君） 6番畑岡議員のご質問にお答えいたします。

観光に寄与する案内板の数についてでございますが、国道沿いに設置された大型の物から道標のような小型の案内板がございます。笠間市が設置した案内板は186基ございまして、そのうち観光に関する案内板が153基となっております、笠間市が構成する協議会等で設置したものが26基となっております。また、このほか国や県が道路に設置した施設の案内板、森林管理署、茨城県環境保全課が設置したハイキングコース案内板、民間団体等で設置した案内板がありますが、設置団体数や基数について把握できていないものもございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。このテーマをもっともっと早くからお願いしていればもっと数字は細かいところが出たんでしょうけれども、申しわけございません。なぜこの数字の確認をお願いしたといいますと、結局数字すらわからないと管理のし

ようがないと。まず数字がわかる、次に管理設置団体がわかる、そういう中でいつつあったものかがわかってくる。そういう中で初めて管理という具体的な行動に移れるものと思ひまして、まず数字、数ということでお願いした次第でございます。ただ、市内には観光には関係ないいろいろな種類の物もあるということで、実は市の中のどの部署にこの話を問いかけたらいいかということもありましたので、まずは観光に寄与するというところでうやうややって済ませていただいたと思ひます。

数を知ることが本論ではございませんので次に移らせていただきたいと思います。

では、観光に寄与する案内板の管理についてでございますけれども、当然情報は古くなります。今の笠間市が約10年前に1市2町から合併して笠間市になり、さらにこの10年の間にもいろいろな施策のもとに新しい道ができる、新しい施設ができる。それこそ旧笠間市役所は移転して場所が違ふ。市役所の位置、市庁舎の位置というのは非常に案内においてキーポイントになる所でございますけれども、それも動くという、いろいろなことが起きている。そういう中でこの案内板の管理、今どのようにされているか伺いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間市で設置した観光に寄与する案内板の管理についてでございますが、観光に寄与する案内板の主な物は商工観光課により設置したものであり、担当課において台帳などにより管理しております。

設置してから数年がたち、傷みのある案内板や設置後に看板の見直しがされず情報の古い案内板について、必要に応じ順次修繕を行っております。また、市で設置した案内板のほか、協議会などで設置した案内板については協議会事務局での管理となっておりますので、修繕等については協議会内で検討しながら進めております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。笠間市が単独でしているものはそれなりにできているのかもしれませんが、例えば今の協議会で、私が住んでいる近くにある市が管理している荒町駐車場のわきにも、水戸、大洗、笠間の多分協議会で設置した観光の案内板、または「関東ふれあいの道」にかかわる、これは国、当時は環境庁だったと思ひますけれども、そういう大きな看板等あります。こういうふうに直接的には笠間市が管理すべき物ではないのかもしれませんが、非常に内容が古い。そして笠間市が管理する駐車場の敷地内というか、敷地のわきというか、そういう所にある物ですらなかなか情報を管理しきれない。直接笠間市がお金を用立ててやるかやらないかは別にしても、やはりいつまでこういう状況を放置するのかということに非常に疑問があるわけでございます。要するに、管理に関しまして当然お金が必要になると。そうしますと計画を立てる必要があると。その辺の費用を捻出するための計画、その辺というのは、要するに自前の物、そして協議会その他の物、要するに、これ早く直してよという依頼も含めて、そう

という意味での管理、計画というものをどのように立てているのかということ伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 管理の計画についてでございますが、案内板につきましては傷みや情報が古くなった物というもので、必要性が生じた物から順次更新しているところでございまして、定期的なサイクルでの全体的な計画という対応ではございません。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） おっしゃるとおり、傷み具合は年数の単純なサイクルで決められるものではございませんが、やはり観光地として笠間をさらに盛り上げるという話の中で正しい情報を伝えるということは来ていただいた観光客の皆様に対するもてなしの基本の一つかと思えます。予算が必要、いろいろな理由で今までなかなか十分になされていないと思いますので、この辺観光で市を盛り上げるんだという方向にあるわけですから、その辺の計画、結果的に予算がなくてできないということと何もしないで結果があるのでは違うと思いますので、その辺頑張ってもらえるかどうかもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 市で設置しております案内板についての古い物の撤去や情報、それから民間等で設置している物も含めまして、やはり市に訪問いただく観光客等にいいイメージを持っていただいて再度訪問いただけるよう、案内板につきましては統一感を持たせた物ということで今後修繕を図ってまいりたいということで考えております。

また、古い物の撤去につきましては、予算等の関係もございまして必要に応じて順次更新していきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） 以上で案内板についての質問を終わりにしたいと思います。

では次に、吾国愛宕県立自然コース内にあるハイキングコースの件でございます。

私も大型連休中の5月3日に友人と連れ立ちまして岩間から道祖神を歩いてまいりました。結構な人出なんですね。連休中ということもあるんでしょうけれども、やはり非常に魅力的なんだろうと思っております。そこで笠間市が考えている今のハイキングコースの魅力の価値というものをどのように考えているかということ伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ハイキングコースの価値についてでございますが、吾国愛宕ハイキングコースは福原駅から吾国山、男体山、愛宕山を縦走して岩間駅に至る約17キロのコースとなっており、吾国山や愛宕山からの眺望を楽しむことができます。福原駅から岩間駅まで、福原駅から吾国山往復など利用者の時間と体力にあわせたルートがあることや、トレイルランが開催されるなど、ハイキングコース自体が利用者にとって魅力的

なものとなっております。

また、春は愛宕山の桜、吾国山のカタクリ、夏は新緑、秋は紅葉など、四季折々の自然を楽しむことや団子石、獅子ヶ鼻、屏風岩など、いわれのある岩をめぐり、地質や地形の観察もできるなど利用者が満喫できるものと認識しております。

なお現在、地質、地形など主な見どころとし、自然を楽しむための公園、大地の公園とも呼ばれるジオパーク構想について、平成28年度の認可申請に向けて準備が進められており、認定となればハイキングコースの価値がさらに高まるものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。まさしくそのとおり非常に魅力的な場所だと思います。これはきのうきょう始まったわけではなく、福原の駅前には戦後すぐにそれを記念した大きな記念の石碑が立てられているようでございます。

今の魅力について、価値についてはそこで終わりにしたいと思っておりますけれども、ここで魅力の維持ですね、ハイキングコースの管理整備について伺いたいわけですが、どんなに魅力的な場所であっても、やはり放置すればがさやぶになってしまう。使い勝手が悪くなってしまふというのが明らかだと思います。

そこで質問です。現在どのような方針のもと管理整備を進めているかを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ハイキングコースの管理整備についてでございますが、笠間市、石岡市、桜川市などで構成する笠間吾国愛宕県立自然公園協議会が管理を行っており、ハイキングコースの点検、美化、清掃、その他環境保全、ハイキングマップの作成などを行っております。このほかにも地元の団体「あたご四季の会」や「岩間山の会」、「田上氏子会」の方々に枝払いや草刈りなどハイキングコースの景観美化に率先して取り組んでいただいております。

また、整備については、笠間市としては今年度社会資本整備総合交付金事業によりハイキングコースの案内板や道標を設置する予定としているほか、コース内の階段、ロープ手すりなどの修繕箇所につきましては、笠間吾国愛宕県立自然公園協議会で図った上で実施しております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。いろいろな団体、まさしくここは市境ということもありますので、笠間市、石岡市、桜川市という自治体が協議会という形で管理の基本をされていることのようにございます。当然地元の方々ももともと信仰の中心であった場所もありますのでそういう形でされているということでございます。

そこで、これは前々から質問も何回かどこかでも出るかもしれませんが、水場、トイレの管理、こういう設備的な今ないものの管理ということで非常に難しい話になろう

かと思えますけれども、全長17キロ、一気に歩いても約6時間ぐらいの所、この辺県立の洗心館がなくなったところからも数年たって、ハイキングコースの魅力をさらに維持するためにはやはりこの辺がどうにかならないものかなというのは随分私も質問を受ける次第でございます。この辺の、今すぐにとという回答はなかなか難しいでしょうけれども、ハイキングコースの魅力維持、価値の維持のためには避けて通れないものかなとは思っておりますので、この辺の方向性というところでご答弁願えたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） ハイキングコースでの水場やトイレの設置等についてでございますけれども、出発地点の福原駅や岩間駅、それから愛宕山にはトイレがありますが、そのほかそのルート上にトイレを設置するという点については、やはり水の問題や汚物処理の問題、それから定期的な清掃等の維持管理等を含めまして課題が多いということから、そこについては慎重に議論、検討していかなければならないというふうに考えております。

また、トイレがないことにつきましては、情報としてしっかりと周知しますとともに、ハイキングコースのマップ、ホームページなどで飲み水や携帯用トイレの携帯を案内するといった方法で周知して対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） やはりなかなか簡単ではない話ということで難しいというのはわかるんですけれども、先人から受け継いだ地域の宝でございますよね、このハイキングコース。そしてさらに磨き上げるためには、かつて20年、10年ぐらいの間は洗心館という施設があってそれを補っていた。それがなくなってしまったという非常に難しい点はあるかと思えますけれども、ものは考えようだと思うんですね。このハイキングコース、県道つくば笠間線と交わって道祖神峠といわれている。本当に山奥だけであればどうにも考えようがないということもあるわけでございますが、あれだけの県道、幹線道路が通っているわき、何かウルトラC的な技が考えつかないものかなということをお願いして、この質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、3番目に次世代の教育についてということで通告させていただきました。次世代の教育、かなり大雑把な話になってしまいますけれども、その中でもICT、情報通信技術を取り入れた教育についてでございます。

私も一度だけですが、昨年でしたが、宍戸小学校でしたか、そこでやられているICTを使ったモデル授業に視察させていただきました。あ、笠間も頑張っているんだなというふうな感じを持っております。

また、この質問を取り上げた理由に、ちょっと長くなりますけれども、5月21日の新聞、いろいろな新聞に載っているかと思えますけれども、もともとは5月20日付でこの話が出

たようでございます。5月21日付の茨城新聞にこのように書かれておりました。「古河市は20日、NTTドコモとの間でタブレット端末を教育現場で活用するための協定を結んだ。市は9月1日から高速通信LTEを使う学習用タブレット端末計1,421台を市立小学校32校に導入すると。学習環境を整えて児童生徒の学力向上を目指す。児童のタブレット端末を生かした学習向上の効果検証や教員の教育スキル向上へ向けた共同研究などにも取り組む」などなど書かれておまして、古河五小と具体的に書いてありましたが、2011年度から2014年度まで古河第五小学校で20台から40台のタブレット端末を教育に取り入れ、試験的に運用してきた」と報道されております。

では、翻って笠間市はどのようにいまはやりのタブレット端末というか、こういうもののICT機器を使った教育についてのどのようなことをしてきたかということをお初にご質問申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 6番畑岡議員のご質問にお答えいたします。

これまでのICTを活用しました教育について、変遷等を振り返ってみたいと思うんですが、まず30年ほど前までさかのぼることになります。

旧笠間市、友部町、岩間町の中学校にパソコンが導入されたのが昭和の終わりから平成の初めにかけてでございます。このころは今のWINDOWSというようなものではなくて、MS-DOSなんていうシステムをフロッピーディスクで動かして授業をやっておりました。その授業は購入したソフトウェア、それから教師が自作したソフトなどを使って授業をやっていたところでございます。

そしてその数年ぐらい先に、特筆すべきことがございました。それは平成6年なんですけれども、平成6年に笠間中学校が当時の通商産業省と文部省の指定を受けまして「100校プロジェクト」というのに該当いたしました。「100校プロジェクト」というのは全国で100の学校をインターネットで結びまして、インターネットの教育利用を研究したところでございます。そこで笠間中学校では平成17年には第2コンピューター室というのができて、そのような研究を進めてきました。当時WINDOWS95というのが発売されたような時期とあわさってくるわけですけれども、そこで研究を進めて全国でもたくさんの注目を浴びた研究が行われたところでございます。

小学校につきましては、平成10年辺りからパソコンが導入されてきますが、特筆すべき出来事としましては、平成10年に岩間第一小学校が、これは文部省とNTTによるマルチメディア環境の整備事業なんですけれども、「こねっと・プラン」というプランに制定されました。岩間第一小学校はこのことでパソコンが導入されまして、小学校としましてはかなり早い時期の導入されたところでございます。岩間第一小学校にはマルチメディアの活用とインターネットの活用につきまして、他の市町村からたくさんの参観、視察があった

ところでございます。平成10年といたしますと、WINDOWS 98というような時代で、デジタルカメラが100万画素になって家庭の中でも使われるようになってきたような、そんな時代でございました。

その後はパソコンが老朽化されることによって入れかえながら進めてきたところですが、特にインターネットを活用したような学習が進んできたところでございます。

いよいよ笠間も合併となりまして、平成21年度、岩間中学校が新校舎になります。そういう環境の中でパソコンの笠間市内統一されたような環境ができました。それによって、例えば市内で先生方が異動しても市内の学校であれば同じような環境で学習ができると、そういうような環境ができたところでございます。

また、平成23年度にはパソコンが中学校が入れかえになりまして、また、本年度小学校がパソコンの入れかえというような時期を迎えております。

パソコン等の活用につきましては、現在はインターネットによる調べ学習、レポートの作成、教師やAETの先生による動画や音声を利用した英語授業の取り組み、各教科の動画教材等の利用、デジタル教科書の活用など、授業の中で幅広く活用しているところでございます。

先ほど畑岡議員の方からお話がありました宍戸小学校の実践ですけれども、これは平成26年度にニュートンプレス社というところで企画しました理科教育のモデル事業ということで、そのモデル校としまして宍戸小学校と大原小学校が選定されました。20台のタブレット端末を使いましてデジタルコンテンツを活用した授業の検証ということで行いました。それなりに成果はありましたけれども、残念ながら26年度のみは無償貸与ということで現在は引き上げられております。

以上、ICTを活用した教育の変遷についてお答えいたしました。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ありがとうございます。ここまで事細かく答弁いただけたとは思っておりませんでしたけれども、では、過去は過去として、問題は将来どうするのかと。必ず、パソコンを使えないと大変な時代がもう既に来ているところもありますし、大学を卒業したときに、就職の応募するときにも既にパソコンからでないといけないような時代になっております。そういう中で笠間市の教育、ICTを取り入れた今後の教育、古河市さんのように1,000台を超えるようなタブレットをすぐに調達できるわけでもなく、またこれだけのもとを使いこなせる下準備ができているとは思えませんので、この辺りからの次世代のICTを取り入れた教育の今後について何かありましたらご答弁願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） タブレットを使いました教育ということですが、タブレ

ットのよさというのは持ち運びができる、それからカメラやマイクがついておりまして、操作が直観的である。あるいは文字の入力も携帯の電話と同じような入力ができたりしまして、これによりまして例えば取材をしたり、それを編集して発表するというような授業の中で活用することができます。

笠間市では世界で活躍できる人、そして地域を支える人づくりということを目指しておりますけれども、今世界で活躍するためには、英語力もそうなんですけれども、ICTを活用しましてプレゼンテーションできる能力というのも非常に重要になってくると思います。そういうところを進めたいところでございますけれども、現在まだ先生方の力量がそこまでなかなかいっておりませんで、笠間市としましては、児童生徒の学力の向上と情報活用能力の育成を目指しまして、教職員の活用能力をまず高めていこうと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君。

○6番（畑岡洋二君） ICT、使いこなせれば非常に素晴らしい道具、でも使いこなせなければ大きなお荷物になってしまうこともありますので、とはいっても避けて通れない道だと思いますので、この辺準備を少しずつ、少しずつ、階段を一つ一つ上るように準備していただけたら、今の子どもたちにはなかなか間に合わないのかもしれませんが、この後に来る次の子どもたちにとって十分な準備ができるような形で対応を取っていただけたらありがたいなと思いますので、これで私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 畑岡洋二君の質問を終わります。

ここで11時10分まで暫時休憩といたします。10分始まりにします。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、11番飯田正憲君の発言を許可いたします。

○11番（飯田正憲君） 11番市政会の飯田でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

1、東京残土ストックヤードについて。岩間地区に残土ストックヤードをつくる計画について。

以前にも質問しました旧岩間町、八郷町にまたがる旧石岡採石場跡地の埋め立ての件について、東京方面から運んでくる残土を岩間地区内に残土ストックヤードをつくる計画があると聞く。また、これについて、県、笠間市には申請が出ているとのこと。この埋め立ての場所は碎石を取った後でかなり深い池になっており、四、五十万立米の残土が入ることです。この跡地、池への埋め立てについて、地元住民、耕作者は非常に不安を持つ

ているところである。そこで以上について質問いたします。

①なぜ残土ストックヤードが必要なのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 11番飯田議員のご質問にお答えいたします。

なぜ残土ストックヤードが必要なのかとのご質問でございますが、泉地内の旧石岡採石跡地については茨城県から災害防止の措置命令を受け、埋め戻しを行っております。今回の申請は当該地への土砂運搬に当たり仮置き場を設置したいというもので、笠間市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例、いわゆる残土条例に基づき許可を受けて、安居地内の岩間インターすぐ近くの場所に残土ストックヤードを設けるものでございます。

申請者に確認しましたところ、埋め戻し作業を効率的に行うため交通量の少ない早朝などの時間帯に残土ストックヤードまで土砂を運び入れ、日中に採石跡地へのスムーズに搬入を行うため必要だというように伺っております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 東京残土と聞くと一般的には皆さん拒否すると思うんですよ。我々初め、皆さんどうでしょうか。そのストックヤードをつくる理由なんです、今の説明で私にもちょっと、もっと詳しく理由を聞きたいんですが、その理由をきちんと教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどもご答弁いたしましたとおり、その場所に設置するのは申請者の意思によるものでございまして、笠間市におきましては申請が出されたものが残土条例に基づく申請であって、許可要件に照らし合わせて審査したところ、要件を満たしているということでございますので許可をしたものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） どのような形のストックヤードをつくるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回残土ストックヤードとして申請しております場所は先ほどご説明申し上げましたように岩間インターのすぐ近くの場所なんですけれども、面積が574平方メートル、高さが約2.7メートルを予定しているということで伺っております。のり勾配等も含めまして約1,300立方メートルの容量の堆積が可能であるというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 東京から運んでくる残土とはどのような残土ですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回搬入される残土は残土条例の許可基準として定めま

した国土交通省令で規定される第3種建設発生残土でありまして、形状としては通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものでございます。市でも事前に現地調査を行い、性状について確認しております。

また、分析につきましては、残土条例施行規則に定めますカドミウム、全シアン、六価クロム、ヒ素、その他27項目について、分析結果について計量証明書が提出されておまして、すべて基準値を満たしております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） スtockヤードの面積はどのくらいあるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどもお答えしましたように574平方メートルです。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 574平方ね、坪数にすると約190坪ぐらいですね。そこに先ほど答えたように1,300立米のものが入るんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 面積とそれから高さ、勾配等を勘案しまして、1,300立米ぐらいは可能であるということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） もう一度聞きますが、Stockヤードのつくり方、周りを囲うのか、囲わないのか、そこをきちんと答えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 事業区域には人がみだりに立ち入ることを防止するため、柵を設けて一般の方が入れないというような状況にはなります。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 190坪の面積で1,300立米の残土が入ったときには、そこには重機などが入るのではないのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一時仮置き場ということでStockヤードでございますので、当然そういった重機も必要かと思われま。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 一般的に、190坪の所に1,300立米の残土を重機を使って作業できるというのは、非常に高度な技が必要ではないかと私も思っております。私もかなりユンボ乗っていますので。作業上。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 計画上出されたものを今ご説明申し上げておるわけでございますけれども、最大限そこにとどめた場合の容量になるかと思ひます。今回の計画は

そこにずっと置きっぱなしではなくて、運搬の中継起点となるものですから、そこに最大常にその量があるものではないのかなというふうに理解しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 1台の大型ダンプに何立米積んでくるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 例えば10トン車1台当たり10立方メートルが、そういった計算で行いますと、例えば最大の120台で計算しますと1,200立方メートルのものというふうに想定はされます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 良質の残土と先ほど説明されましたよね。こいつに対しての比重というのはどのくらいあるんですか。立米当たり。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回の申請の要件というか、書類の中にはそのようなものはありません。添付されておりませんので比重等は承知しておりません。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 先ほど10立米ぐらい積んできますという答えでしたよね。笠間市の公共残土、一般的に比重というんですか、1立米当たりの我々が計算した中で、多少の碎石が混じってでも大体水分70%ぐらいで900キロから950キロぐらいです。わかります。これは碎石が混じっている数字ですよ。多少。それで粘土混じりの赤土は1立米当たり750から800キロぐらいでございます。この計算すると1台のダンプに10立米という数字は合わないと思うんですが。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） それは計算上での想定かと思われます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） これまで1年7カ月間あそこに残土を運んでまいりました。なぜ今回はこのようなストックヤードが必要なのか。今まで1年7カ月第1期工期、それを運んできて、ずっと運んできた。あえてなぜ今回岩間につくらなければならないのか。さっきの理由と同じですが、なぜつくらなければならないのか。今までは何のこともなく、検問にも引っかかったこともない。1台も。1年7カ月ですよ。さっきの話ではかなり仕事の効率をよくするという話ですが、1年7カ月間やってきて1回も検問に引っかからないので、なぜストックヤード必要なのか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） スtockヤードにつきましては申請者が必要としているものですが、ストックヤードを介することにより工程間の運搬車両が、例えば100台の車で西品川の土砂運搬場所から泉地内の埋め戻し地まで直接運搬する場合、往復の時間を考慮

すると100台の車が丸々1日拘束されることとなりますが、ストックヤードを介して各工程間を効率的にピストン運転することによりトータルの使用台数が抑えられるのではないかとということで申請があったものということで判断しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 再度説明先ほどしたんですが、この残土はどこまで運んでいくの。この残土は。工期は終わっているんですよ、もう。第1工期。第2工期は我々一切説明は聞いてないので。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 申請に基づきますと、初めにご説明申し上げましたように、泉地内の採石場跡地ということでございまして、ただいまの泉地内の許可、あるいは内容については採石法によりまして茨城県の許可申請によるものでございます。そういったことで、今の第1期、第2期の件については、県の方と確認は、先ほど申し上げましたように、県の許可ということなものですから、市が直接関与するものではございませんが、もし最終的な持ち込みが受け入れできないということであれば、市で許可した一連の工程が使えなくなるということで、市としても許可の履行は認められないものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 残土を運んでいく場所を確認しているんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 残土を泉地内のストックヤードから運んでいく所は旧石岡採石跡ということで申請が出されております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 申請じゃなくて、現地を確認してきたんですかと聞いているんです。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 現地については、許可権が先ほども申し上げましたように県の許可でございますので、外部からはこの間見てはきましたけれども、中まで立ち入るといことはしておりません。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 一番問題になっているのは、埋め立ての地元の住民がだれ一人知らないんですよ。だれも知らないの。たまたま私のところに不安というのか、その方が来たもので初めて私が知ったわけ。それで問い合わせたわけ。県の許可、県の許可と言っているけれども、県の許可は確かに県の許可でしょうが、本当に地元を考えて、市民を考えて、特にこの場所は笠間市だけじゃなくて石岡市にまたがっている所で大変な所なんですよ、これ。特に、先ほども言ったように、18メートルの深い穴なんです。ただ、県だ

から、県だからと、県から来たから市で許可したと。これでは余りにも地元に対して、我々にどう説明すればいいんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） ただいまの件ですけれども、県の許可というのはこれから許可が出るかどうか、今審査という段階ということでございまして、地域の住民の方に対しましては採石法の関係で事業者が丁寧に説明すべきものと考えております。

市では、先ほども申し上げましたけれども、許可したものが中継地点の許可ということで、最終的な埋め戻し地は県の許可ということですが、県だから知らないという意味ではなくて、ただいまのような状況も県と共有しながら連携して業者に指導してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） お伺いしますが、地元住民が知らなくて、第1期工程の終わった終了にはこれだけのきちんとした地区名、これ全部言ったら時間かかるからしょうがないから、これだけの地区名を全部説明して、これだけの書類を出して、全部立ち会って、その中でも不満が出ているんですよ。第1期工程で。それを全然地元が知らなくて、これはこの時点では何課が担当だったの。これに関しては。私は商工観光課と聞いたんですが、だんだんエスカレートしてきちゃった。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市の採石法に基づく担当課と申しますと、議員おっしゃられるように商工観光課が担当になります。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 商工観光課、その場でいいです、お伺いします。このストックヤードをつくと知ったのはいつごろですか。

○議長（藤枝 浩君） 飯田君、通告にある。答えられる。

産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 採石法に基づきます埋め戻しについて所管しておりますのは商工観光課でございます。商工観光課において今回の一時堆積所の設置については本年の4月9日に環境保全課から報告を受けております。埋め戻しの計画につきましては、1次工期が終わり、今度第2期工期に移るという中で、その変更についてはないということで認識しておりまして、埋め戻し計画書につきましては、県知事名で埋め戻しの実施者に対しまして2月23日付で承認されているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 私が言いたいのは、今のなぜ商工観光課に振ったかというのは、こういう一つのことに対しまして環境保全課と商工観光課となぜ同じ行政の中で連携がとれてないの。大変な仕事だから私は強いことを言う。なぜ連携とれないの。はっきり言っ

て、3月23日の時点でもうその話は出ていると思うんですよ。その時点でもそういう連携を取りながら地元には不安を与えないということですよ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど産業経済部長からもありましたように、内部的に情報提供してこのようなことがあるということは伝えておりますけれども、環境保全課の許認可の中では今回の残土条例に基づくストックヤードの許可申請ということで、その部分を整理しないと次の段階にはいかないのかなということもあります。制度に基づきまして許可要件に適合していれば許可するというようなことを事務的に進めさせていただいたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） この話を聞いて山の持ち主さんは県の申請者とは一回行ったきりで、ストックヤードの場所がどこかわからないし、いつ許可が出るんだかわからないし、説明ができないということで私の所に来たんですが、私答えてきたんですが、そこらのところも山の持ち主さえ知らないのにこういう申請。これ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 申請者からは今のような件については説明しているというふうに申請段階でお聞きしております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 山の持ち主というのは、株式会社東京キャッスルゴルフリンクスということでオオハラさんという人なんです。この人から私は直接聞いているんですよ。私が。私の一番地元だから。申請に行ったときには一緒に行きますと。その後、書類的なものは会議にも出してもらえないし、出てないし、書類的なものもまだ見てないから何も私には答えることはできませんということでございました。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 業者間でどのような調整をしたかは正確にはつかんでおりませんが、先ほども申し上げましたように、その辺は整理をしたということで伺っております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。質問してください。

○11番（飯田正憲君） 先ほど県と言っていましたよね。県の申請とね。笠間市にも書類は来ていますよね。笠間市にも申請の書類はね。許可するんだから。最終的には、県といっても笠間市を通してから県に上がるんでしょうから。それで今モタモタしたのは、笠間市に来ていた、要するにマニフェストみたいなものだね。県に出したと。これは持ってきたやつだからね。私が取ったやつだから。これが発生場所、同じ。請負業者が違うんですよ。名前は言えないけれども請負業者が違うんです。これ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今議員がお示したものは残土条例の基づく申請に添付されているフローシートの件だと思いますけれども、今回事業計画書を提出している事業者は2次施工会社となっております。土砂の発生から処分までのフローシートは発注者、元請業者、運搬会社等の記載がされておるものでございまして、下請あるいは孫請等の請負状況を求めるものではございませんで、土砂の発生から処分までのフローを確認するためのものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） ①はこれで終わりにします。

②に入ります。ストックヤードに搬入する時間帯でございます。岩間のストックヤードに搬入されるのが午前3時、間違いないよね。間違いないよね。午前3時ね。間違いないよね。

○議長（藤枝 浩君） 飯田君、座ってください。

市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） それらに申請書に添付された搬出搬入の計画書の協議中の書類かと思われましてけれども、許可は3時からではなく4時からということで許可しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 許可じゃなくて、これは搬入計画書ですよ。私が言っているのは。許可はまた後でやりますよ。搬入計画書は3時ですね。ストックヤードの入るのが。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） ちょっと整理させていただきまして、ストックヤードに搬入する時間帯でございますけれども、申請者からは当初ほぼ24時間稼働したい旨のお話がありました。市といたしましては、周辺住民の生活環境に最大限配慮するよう指導を行いまして協議した結果、搬入時間につきましては日曜日、祝日及び年末年始を除く日の午前4時から午後9時30分までとして許可したものでございます。

なお、市におきまして許可に当たって周辺住民の生活環境に十分配慮するとともに、苦情と問題が発生した場合には真摯に対応し、問題が解決するまで搬入は認めないこととするなどの条件を付して周辺住民の方に配慮はしております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） その周辺住民からじゃなくて、もう許可を出しているんでしょって言うの。このやつを見ると。5月28日を出しているんでしょ、これ。許可出していないよね。

○議長（藤枝 浩君） 山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 5月28日付で許可を出しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 一般常識で考えて朝の3時から夜の9時、9時半ですよ、これね。最終。これは市にも出ているし、県にも出ているやつですよ。これに対して時間帯。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） お示しいただいているものは、この許認可というものは前に相談がありまして、事務手続上事前協議で、事前協議が済んだ段階で本申請、許可ということになります。議員お手持ちの資料につきましては、事前申請あるいは相談のときに提示されたものかと思われます。そういうことで先ほども答弁いたしましたように、時間につきましては午前4時からということで調整させていただいております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 笠間市において、土砂などによる土地の埋め立てなどに規制に関する条例施行規則というんですが、これを見ると午前8時半から午後5時までとなっているんですが、なぜこのような午前4時から9時半までという膨大な時間帯のやつを許可したんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 残土条例では確かに原則とする時間がありますが、今回の申請は採石法による災害防止命令による埋め戻しのための搬入であること、それから残土ストックヤードの予定地が岩間インターチェンジを下りてすぐ近く、周辺の交通に影響を与える可能性が少ないこと、また、安居地内の隣接地主や住民の理解を得ていることなどを勘案しまして許可したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） いいですか、この搬出搬入計画書を見ると、川口のストックヤードから岩間のストックヤードに積んで下して、また岩間のストックヤードからその埋め戻しまで積むという、簡単に言えば、これ、ずっと見ていくと五つの工程を踏むんですよ。5回積んで下して、積んで下して、積んで下すんですよ。なんでこれで効率がいいのか、私には理解できないんだけど。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 搬入についてでございますけれども、安居地内の残土ストックヤードには朝の4時から30台の搬入が計画上されておりまして、次は5時半から12台による搬入が始まります。それが4回繰り返されまして、その間一度だけ西品川から30台の直送で搬入されます。

搬出でございますけれども、安居地内の残土ストックヤードから6台により泉地内に午前8時から午後5時まで搬入される形となっております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） もう一度説明してちょうだい。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。今の質問、回答をもう一度言ってくれ

と言っている。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど答弁しましたように、各工程間を効率的にピストン運転することにより、トータルの使用車両台数を抑えたいというような判断によるものかと思われまます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） また効率のところに来ちゃったな、これ。効率の話でストックヤードから積んで下して、また積んで、これを見ると下して、また積んで下して、下すまで5回以上あるんですよ。それでなんで効率がいいの。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 交通量等を勘案した場合に、日中だと交通量も多いということで早朝の高速道路がすいている時間帯に運べば日中よりは効率的に搬入できると。ただし、地元泉地区に対しましては、そういうことはできませんので、一時ため置くというような考えて出されたものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 一時ため置き、190坪、1,300立米、何日置けるの。190坪囲った所に。今の説明ではかなり置いてから運び出すという感じにとれたけど。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今もご説明申し上げましたように、運び入れて日中泉地内に運び出すということですので、そこに先ほど説明申し上げましたような容量がずっととめ置かれるというものではないものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 今の話では置いておいて運ぶという、それだから効率がいいという話だったんですが、今度は置かないのか。

なぜこれをこだわっているかというのは、第1区工期のときに大体6時ごろまでやっている。作業。非常に地元から苦情が来て夜はやらないでくれと。それをあえてこの時間帯を延ばすということは、我々ちょっと考えられないんですよ。何回もその注意は受けているわけだよ。時間帯に関しては。地元から。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどからご説明申し上げております時間帯は、ストックヤード、ここを使用する時間帯ということで、泉地内に搬入する時間帯はこれまでと同様でございます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 泉地区に入るのは7時ですよ。7時。全然違うでしょ。8時半じゃないでしょ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほども申し上げましたけれども、議員お手持ちの資料は事前協議等の資料で確定したものではございません。県の方を確認したところ、これまでどおり午前8時から午後5時までということで伺っております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） ②はこれで、③に入ります。

1日何台のダンプカーがこのストックヤードに入るのか。先ほどもちょっと聞いたけれども。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 1日に何台のダンプがこのストックヤードに搬入するかのご質問でございますけれども、計画では1日に最大120台となっておりますが、あくまでも最大のときの台数であり、少ないときは80台程度、平均すると100台程度と申請者に確認しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 先ほど120台ということだったんですが、今度は80台。1日。これは地元での許可というのは80台から100台ぐらいですよ。マキシムで。これを見ると120台なんですよ。1日が。この計算でやってくると。おれの計算が間違っているのか、申請の出し方が上手に出したのか、120台なんですよ。あとの20台はどこへ持っていくんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど来ご説明申し上げておりますけれども、この100台、120台というのは、ストックヤードに搬入するダンプの量でありまして、泉地区に搬入するダンプの量はこれまでと同様、100台程度と県の方から確認しております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） そうすると1日20台ずつ残っていきますよね。ストックヤードに。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） その辺は一律的な計算で判断するものではなくて、いつも同じ状態ではなくて、事業者の方でも容量等を確認しながら搬入作業を進めるものと思われれます。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） この埋立地は先ほども言ったように非常に敬遠されている池なんですよ。深さが。それでなぜ夜中に走ってきて、ストックヤードに入れて、なぜわざわざ手間をかけて運ぶのかと、非常に地元では疑問視しています。はっきり言って。なぜか。なぜならば、これは結局我々の代は構わないんですよ。18メートルの深さの穴に入れて、50万立米の残土入れられて、20年、30年、50年たったときに、今の神栖のヒ素、また、水俣病みたいに今でも騒いでいるじゃないですか。そういうのが出たときにはどうするんで

すか、これ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回の埋め戻しは先ほどご説明申し上げましたように、茨城県からの災害防止命令による埋め戻しでありまして、県においてもこれまでに搬入している土砂等については監視を行ってきております。

また、これまでも東京から出る残土については搬入されております。今後も、県、市において連携して、監視して、不法な土砂が搬入されないように、その辺は配慮していきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） それでは搬入する残土の管理はだれがやるんですか、これ。今までは採石場を下して、これは特例で許可が出た所なんですよ。防災区域ということで。それでその山に土を下して、この持ち主が土を確認してそれを埋め立てるのが今までのやり方なんです、だれがこのストックヤードからくるやつを管理するんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 搬入される土砂については、埋め戻し地において茨城県において定期的に調査を行うよう市で指導しておりまして、市の残土条例においても残土ストックヤードの土壌調査を3カ月に1度申請者に実施させ、報告を受けることになっております。

また、搬入される土砂につきましてはマニフェストにより土砂や運搬車両の管理を行う予定となっております。さらに、残土条例に基づく立ち入り調査等も必要に応じて考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） これは切りがないわ。それでは今回の第2工区に関しては何課が担当するの。今回は。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 直接的には茨城県の方が担当になります。市におきましては、先ほども答弁しましたがけれども商工観光課が主管課になります。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 何度も何度も言うんですが、結局、一番初めのこの問題の発生源というものは地元には説明しなかったことですよ。この水を使って耕作したり、いろいろやっている人が皆さんいるわけよ。その方々のことを考えてきちんとした対応をしたのかしないのかというのが最後の私の思いなんです。私も地元ですから逃げるわけにいかないんです。その場所から。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 許可条件の中に搬入に当たっては周辺住民の生活環境に

十分配慮するとともに、苦情等の問題が発生した場合は真摯に対応し、問題が解決するまで搬入は認めないこととするというような条件もつけておりますが、泉地内の住民の同意については、先ほども申し上げましたが、採石法による県の災害防止命令に係る埋め戻しの手続の関係上、県の判断によるものと考えておりますが、泉地区につきましては市も県に協力しまして、連携をしまして住民の方に不安を与えないようなことで対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 先ほど来、泉地区、泉地区と言っていますが、私も最初に言ったように、これは石岡と笠間にまたがっている所で、今回の埋め立てをする所は石岡市なんです。これを石岡の住民、市民、これをないがしろにしてやること自体が、これ、石岡の住民に申しわけないと思いますよ、私は。道路は確かに笠間市ですよ。入ってくるのは。先ほどの100台というのは。埋め立てする所は石岡市ですよ。笠間を通過して石岡。それに対してどういう対応するの。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 議員おっしゃっている部分については感情的にはわからないわけではないんですけども、許認可権で今整理していますと、うちの方で整理できるのがストックヤードの許認可権。それから現地石岡の部分が入っているということであれば、それは地域を越えた話でございますので、許可権者であります茨城県の方で整理していただくものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 一つお願いしたいんですが、この条例つくってそれを余り変えないようになるべくしていただきたいんですが、次の質問をしても途中で終わっちゃうもので。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 私の方から飯田議員の質問に対して補足させていただきたいと思っております。

まず、一つ目に採石場跡地が県の措置命令により埋め戻しを今行っておりまして、それが第1期工事が終わりました。その点については地元説明も十分私はなされているというふうに伺っております。今度は2期工事につきましても、それについても県が許認可権を持って許可を出しております。もちろん、地元の市として意見書も提出しておりまして、その過程の中で地元の説明はしていると私どもは伺っております。

今回の件はその埋め戻しの件の許認可権ではなくて、それを埋め戻しするために中継地点としてストックヤードを設置するということでありまして、そのストックヤードの設置につきましては、私どもは市の残土条例に基づいて許可を出させていただいたと。事業

者にもその件については、ストックヤード周辺については地元の説明も事業者がされているというふうな話であります。

効率性がどうかとか、なぜあそこにストックヤードをつくるのかということになりますと、これは事業者の考えでありまして、我々は法律や条例に基づいてそのストックヤードが許認可する判断で問題がないか、あるかという判断に基づいて許認可をするわけでありまして、今回それについては問題がなく、許認可条件に合ったから許認可したということでございます。

そこから今度は採石場の跡地の埋め戻しをする過程の中で、多分地元の住民の中から不安の声が出ているんだろうというふうに思います。どうやったら効率性だなんだというのは、それは我々役所としても完璧に答えられる問題ではないと思うんですよね。私どもは事業者を指導する立場がありますので、地元で必要ならば事業者にきちんと、我々も入ってもう一度説明させていただきたいと思っております。それは地元が説明が必要だということであれば、そういうことはさせていただきたいなというふうに思っております。

採石場の埋め戻しについては今までどおり時間帯も一切変わらないということですので、補足させていただきたいと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君。

○11番（飯田正憲君） 最後に市長から答弁いただくと私も思っておりませんでした。これも約束きちんとさせていただきましたので、地元にちゃんと説明いたしますので、この件に関しましてはこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

次の質問ですが、あと5分間ではとても質問できないもので、次回にさせていただきたいと思っておりますので、よろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 午後からという意味。

○11番（飯田正憲君） これで終わりにして、次回。私の質問を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 飯田正憲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

午後零時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

17番大貫千尋君、4番小松崎 均君が所用のため退席いたしました。

次に、5番菅井 信君の発言を許可いたします。

○5番（菅井 信君） 5番政研会菅井です。通告に基づき一般質問を行います。

私はこれまで昨年9月、第3回定例会及び今年度3月の第1回の定例会におきまして、学校跡地利用等地域振興策についてお尋ねしてきました。今回につきましては、進捗状況

を確認するという意味で、提案を含めて質問させていただきたいというふうに思います。庁内利活用検討委員会の中で議論がされているということは重々承知しておりますけれども、地域振興に関しまして現時点での確認を行っていききたいというふうに思います。

昨年の私の学校跡地利用の一般質問に対しまして、市長は「学校施設は教育施設であると同時に、地域コミュニティの核であり、今後さまざまな振興策を検討していきたい。また、地方創生に関する国のメニューなども出てくると思いますので、そういうものを活用しながらチャンスとして私ども市としましても地方移住だとか、国の制度だとか、そういうものを活用しながら、地域振興に取り組んでまいりたいと考えております」と。

また、昨年9月30日付で地元の東中学校閉校後の活用に関する懇談会、地元の有志で集まった懇談会でありますけれども、これに対する市長からの回答文書ということでいただいておりますけれども、その中で一部抜粋して読ませていただきたいと思います。

「学校は子どもたちの学びの場であると同時に、地域にとってかけがえのない心のよりどころであり、地域コミュニティの中心的役割を果たしてまいりました。地域とともに歩んできた東中学校の意義を踏まえ、跡地利用の検討に当たっては、新たな地域活性化拠点として優先的に位置づけることが重要であると考えております。笠間市の貴重な財産である学校跡地の利活用につきましては、公共施設やまちづくりの施設としての地域還元、または民間団体、企業と連携した資産の有効活用について検討してまいります。具体的な検討に当たっては、用途の選定案とそれに伴う施設の改修内容、公設公営を含めた運営形態のあり方など、さまざまな課題がありますので、いただきました具体例を参考にするとともに、内閣府の地方創生に関する今後の施策や制度等を活用しながら笠間市公有財産利活用検討委員会を中心に全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、地域の皆様との意見交換についてももしっかり対応してまいりますので、東中学校及び東小学校の利活用並びに地域振興に向けた取り組みについて、今後ともご協力をお願い申し上げます」ということでもって回答をいただいております。

そこで、1点目の質問といたしまして、初めに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、いわゆる「総合戦略プラン」の策定と学校跡地利用の関係についてお尋ねいたします。総合戦略プラン策定までのスケジュール、策定に当たり、笠間市としての課題及び方向性についてお尋ねいたします。既に創生有識者会議が設置され、地方創生講演会が開催され、さらには市政懇談会において市民の声を聞くなどの作業が行われております。有識者会議の中で、また、市民に対して何を考え、何を議論してもらおうのかという点も含めてお答えをお願いしたいと思います。1回目の質問です。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 5番菅井議員のご質問にお答えいたします。

総合戦略の策定スケジュールについてのご質問でございますが、現在、国の地域経済分

析システムを用いて人口や経済についての分析を行っているところでございます。

本年2月に設置いたしました市長を本部長とする創生本部及び下部組織である研究会、また、5月に設置した議会議長にも参加いただいている創生有識者会議を中心として、順次基本的な考え方や実行方針、目標、具体的な施策について議論等を行っています。今後、議論の進捗にあわせて、議会を初め、広報紙などにより市民に対しても中間報告を行いながら本年9月には素案をまとめ、最終的に10月に策定を目指して進めております。

次に、市の課題、方向性はとのご質問でございますが、人口では自然減、社会減という現状を踏まえ、双方への対策が必要であり、特に若年層が流出傾向にあるとともに高齢化にも進んでいることから、人口の減少や構造の変化が経済の縮小につながるリスクを回避する必要があると思われまます。これらの課題に対し、方向性としては総合的な子育て支援や交流人口の増加策など、これまでの取り組み強化を含め、地域資源を最大限に生かしながら、笠間らしさの確立、人、街、モノが相互に好影響を与え合う都市モデルの確立を図っていきたいと考えております。

次に、有識者会議、市民に対して何を考えてもらうのかというご質問につきましては、今回の地方創生の取り組みは人口の動向等についての認識を共有した上で、それぞれの立場で市の資源は何か、それを生かして何ができるかなどを考える機会としていきたいと考えております。市民を初めとする幅広い分野の方々に構成した有識者会議では、将来の人口ビジョンや必要な施策を中心に議論を進め、あわせて市民懇談会などを通じて意見をいただくことができると考えております。また、有識者会議では、計画策定後の効果検証、改善等も担っていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 菅井 信君。

○5番（菅井 信君） 回答ありがとうございます。最初のスケジュールの中で、12月までに策定するということと課題、それから何を議論するのかということで、基本的な考えの部分は今お答えしていただいたとおりでろうというふうに思います。しかし、10月までの策定期間は非常に短い期間だろうと思うんです。その中で十分に具体的な施策、それから具体的なものを対象にした議論を十分に行っていただかなければならないだろうと思うんです。将来的な笠間市のビジョンを描くということだけであれば、今までの総合計画と何ら変わりはないと思います。

今回の部分については、来年度以降5年間の戦略の中で実施するという重要なものでありますので、より具体的な中身が、有識者会議だったり、懇談会の中で議論して策定していただく必要があるのかなというふうに思います。そういう中の一つとして、今回の学校の跡地の中も、市長が答弁されておりましたように、一つのパーツとして組み込まれるはずですので、議論するのは先の話ではなくて、今なんだというふうな認識を持っていただきたいというふうに思います。

笠間市としての基本的な考えは今述べられたとおりですけれども、本市の強みと弱点で

ある弱み、こういったものを再認識した上で笠間市だからこそできる笠間市らしさの実現、こういったテーマに基づく基本的な考え方に基づいて具体的な中身を議論するよう、そして策定するようお願いしたいということで考えております。

次に、学校跡地を利用した地域振興策と地域創生事業についてお尋ねいたします。

既に、市長が地域創生事業のメニューを活用した振興策を念頭に答弁されておりますが、現時点で活用できる施策、メニューはどのようなものが考えられるかをお尋ねいたします。

次に、佐城小学校を除く東小中学校及び箱田小学校の現時点での地域創生を念頭に置いた方向性について、考えがまとまっているということであればお尋ねいたします。

次に、例えば国土交通省が所管します地域集落の大きな安心と希望をつなぐ小さな拠点づくり事業については、地域の衰退を救う一つの手法であり、学校跡地を利用した振興策としてほかでの事例も数多くあり、適しているというふうに思うところではありますが、いかがでしょうか。もしわかれば、この事業の趣旨、概要、そして笠間市として取り入れることの可能性についてお尋ねいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 5番菅井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、佐城小学校を除きます東小中学校及び箱田小学校の現時点での地域創生を念頭に置いた方向性についての質問でございますけれども、東小中学校及び箱田小学校の跡地利用の考え方につきましては、3月議会において答弁させていただいておりますけれども、現在、庁内の公有財産利活用検討委員会では、行政が活用するものを優先的に選定し、次に地域で利活用する施設を検討し、他に活用策がなかった施設につきましては、民間団体等への活用策の公募を行うなど、三つの視点に立って検討を進めている状況でございます。

このほか、跡地利用に関する笠間市立小学校統合準備委員会及び中学校統合準備委員会の報告、笠間市立東中学校の閉校後活用に関する懇談会からの要望を考慮し、検討を進めており、各体育館につきましては、従前どおり災害時の避難所、地元の方々がスポーツを楽しむために開放する施設として位置づけていくことにいたしました。

また、校舎につきましては、老朽化した市の施設の代替や分散している倉庫を集約するなど、行政側で必要な施設としての利活用の検討を行っており、早急に方向性を出したいと考えております。

地方創生事業で活用できるメニューにつきましては、国が掲げている事業には、まちの創生の施策として多世代による地域交流、地域の支え合いの拠点として地域の活性化につながるができる小さな拠点づくり事業や公共施設、公的不動産の利活用についての民間活力の活用の推進などが挙げられますが、笠間市の学校跡地の利活用に当てはまるかは今後、地元や民間企業、団体と連携した資産の有効活用について検討を進めてまいります。

次に、小さな拠点づくりについてでございますけれども、国の総合戦略に位置づく小さ

な拠点は小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で分散しているさまざまな生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくるものでございます。まずは生活サービスや地域活動を歩いて動ける範囲でつなぐ拠点の形成となりますが、例えば売店、ガソリンスタンド、ATMといった地域にとって必要な機能を集約して拠点として形成していくことが考えられます。

全国の例から見ますと、廃校舎を地域交流、高齢者福祉施設に改修し、民間事業者と連携しながらデイサービスや生活支援ハウスを運営している例や、事業所等の撤退を受けて、住民が出資し、株式会社を設立し、小売店やガソリンスタンドの営業、高齢者への宅配サービス等を展開している例などがございます。

笠間市として取り入れることの可能性につきましては、地域振興は市だけで推進できるものではなく、地域の住民の皆様とともに推進していくものであると考えております。そこで学校跡地利用を進める上では、地域を代表する皆様やさまざまな分野、そして多世代の方々と小さな拠点事業づくり事業を含め、幅広く協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 菅井 信君。

○5番（菅井 信君） ありがとうございます。ぜひ、小さな拠点づくりに限らず、地域の方々と本当に何が地域のために振興策に必要なのかということを経験の中に入れて一緒に議論していただきたいというふうに思います。正直、学校統廃合、以前からも高校に通うに当たっては、路線バスも既になくなって何年もかかるという状況の中で、中学卒業後、進学するに当たっては、もう家族の車での送り迎えがないと大変だというような状況の中で、やはり子育て世代が外に出てしまった、後継ぎがいなくなってしまったというような状況が生まれてきております。今回の学校の統廃合に当たって、地域の皆さんはそれに拍車がかかるんじゃないのかということでもって非常に懸念しているところがあります。学校統廃合はやはり子どもたちのことを中心に、よりよい教育をするということでもって第一義的にあるものであり、それを否定するものでもありませんし、それから通学に当たっては、非常にお金はかかっていますが、スクールバスを使って非常に有効に今のところは機能しているんだろうというふうに思います。

毎朝、私どもの前がちょうどバス停になっておりまして、そこで今までは聞こえてこなかった子どもたちの声、それから送り迎えの親の声がします。そういう意味で新たな人間愛みたいなものができて、そこで井戸端会議ではありませんけれども、いろいろな話がなされているというような気がします。そういう中でいいことばかりではなくて、いろいろな問題点や課題点なんかも出てきているという状況でありますので、いいところはよく伸ばし、まずいところについては改善するというようなことが多分必要なんだろうというふうに思います。大きな観点で、地域の振興策にとって宝である学校の跡地ということ

地域の人たちと本当に真剣に議論しながら、地域のためにも笠間市のためにもなるようなものにぜひしていただきたい、したいというふうに考えております。学校跡地の検討につきましては、地元の声を十分取り入れた上で行っていただきたいということをお願いいたしまして、終わりたいと思います。

次に、スクールバスの運行についてお尋ねいたします。

今もスクールバスについて触れましたけれども、小中学校の統合が行われ、4月よりスクールバスが運行されて2カ月が経過したところであります。この間、さまざまな課題・問題点が出ているというふうにお聞きしております。そこで教育委員会としてこれらの問題、課題に対しまして、どう認識しているか、そしてその課題整理に当たっているのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

私が聞いている範囲では、路線コース、停留所、横断歩道、街路灯、防犯灯、さまざまな課題、問題点が聞こえてきております。これらは教育委員会の所管だけではなくて、建設部や市民生活部にかかわる問題も含まれております。そこで、学校、生徒、保護者、区長等から一括して問題点の把握を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。個別に所管窓口がそれぞれの課でバラバラで対応しているというのが現状ですけれども、やはりスクールバスに起因する問題点だということでもって、夏場から冬場にかけて、また、暗くなる時期になったときに防犯灯、街路灯、こういった問題もより多く出てくるのかなというふうに思っております。現時点で直接担当課に話をしているという区長さんだったり、関係者だったりしているところもあります。しかし、その手法もわからず、直接私のところにどうしたらいいんでしょう、どこへ行ったらいいんでしょうという相談に来るところもあります。

一般質問でありますので、個別にどここの場所がどうだこうだというそういう個別の案件としての質問をするわけではありません。住民目線で積極的に地域の声を聞くことが多分必要なんだろうと思います。従いましてスクールバスにかかわる私が申し上げたような問題については、窓口を一本化して、受け身の姿勢ではなくて、住民、PTA等々に声をかけて、どういった問題があるのか、どうしたらいいのかという部分を積極的に行っていただきたいというふうに思います。一括答弁・一括答弁方式で3回目ですので、よい答え期待しまして3回目の質問を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長園部孝男君。

〔教育次長 園部孝男君登壇〕

○教育次長（園部孝男君） まず、スクールバスの運行について、想定できる課題・問題につきましては、学校統合準備委員会の中で協議検討し、事前の準備を十分に行ってスクールバスの運行を開始したところでございます。運航開始後につきましてもルートの変更、停留所の位置や時刻の変更等を行いながら、現在も運行の改善を図っているところでございます。

どう課題整理に当たっているかということでございますけれども、さまざまな課題・問題につきまして教育委員会では改善できない部分、議員おっしゃるとおりだと思います。それらの事案につきましては、必要に応じて、警察、道路管理者、学校やさらには地域の皆様にかかわっていただきながら問題解決を現在図っているところでございます。

窓口の一本化ということでございますけれども、バス運行にかかわる要望に関しましては、運行そのものにかかわる部分、また、議員おっしゃるとおり、道路、防犯灯、また、児童生徒の安全確保にかかわる部分、多岐にわたるところでございますけれども、その受ける窓口につきましては、現在教育委員会の学務課が一本で受けて、担当部署の方に割り振るといような形になってございます。住民の皆様の周知が、議員がそういうご指摘があるのであれば、周知が必要なのかなとは考えております。

今後の予定もしゃべらせていただきたいんですけれども、1学期の利用状況を踏まえまして、スクールバスを利用している児童生徒の保護者、利用対象区域の区長等へアンケート調査を行いまして問題点を把握するとともに、新たな問題・課題が出た場合につきましては、できるだけ速やかに、可能な限り対応していきたいと考えております。以上でございます。

○5番（菅井 信君） ありがとうございます。

○議長（藤枝 浩君） 菅井 信君の質問を終わります。

次に、8番石田安夫君の発言を許可いたします。

○8番（石田安夫君） 8番、一般質問を行います。一問一答式でお願いいたします。

初めに、これまで約10年間合併してたちますが、この10年間合併に伴う事業及び新たに加わった事業について伺います。ある意味で、僕は一体化が進んでおると思います。それで一番小さい1番でこれまでの3地区の事業についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

これまでの3地区事業についてのご質問でございますが、ソフト事業につきましては、医療、福祉、介護、教育など市全域を対象としたものが多く、地区別に整理することが困難でありますので、ハード事業で、特に合併後の新市の一体性の確保や均衡ある発展に資する事業として実施してまいりました幹線道路整備事業や市街地整備事業、学校施設整備事業など、合併特例債を活用した事業についてご説明させていただきます。

主な物を申し上げますと、笠間地区では友部池野辺線整備事業、大淵飯田線整備事業、笠間中学校校舎耐震補強事業など、26事業でございます。友部地区では、上町大沢線整備事業、市道1級12号線整備事業、友部中学校校舎耐震補強事業、27事業でございます。岩間地区では、岩間駅橋上化、自由通路整備事業、岩間駅東大通り線整備事業、岩間中学校整備事業など14事業でございます。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 2問目として、これまでの3地区の実施額というか、金額をお知らせください。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） これまでの3地区の実施額についてのご質問でございますが、同じく合併特例債を活用した事業の事業費につきまして、10年間、平成18年度決算から平成27年度借入予定額の地区別事業費を申し上げさせていただきます。笠間地区で約66億円、うち合併特例債が41億円、友部地区で約62億円、うち合併特例債が36億円、岩間地区で約57億円、うち合併特例債が34億円、合計で約185億円、うち合併債111億円となっております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） できれば、ことしは笠間市は66億円ということで、多分認定こども園と福田地区の金額が一気にどっと15億ぐらい来ているんですけれども、26年と24年の金額がわかればお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 平成25年度の事業費としてまして、笠間地区が45億円、友部地区が49億円、岩間地区が52億円、平成26年度が笠間地区が49億円、友部地区が53億円、岩間地区が55億円となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 3問目に伺います。新たに加わった事業及び終了していない事業について伺います。具体的に言えば、認定こども園は多分新たな事業だと思うんですけれども、そういうものも含めて、今の金額、27年まで聞いちゃったんですけれども、そういうものも含めてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 新たに加わった事業及び終了していない事業についてのご質問でございますが、初めに、新たに加わった主な事業でございますが、駅周辺地区においてこれまで進めてきた基盤整備の効果をさらに高めるため、友部、岩間、稲田の3駅周辺の活性化といたしまして、県道水戸岩間線及び県道稲田停車場線の歩行空間整備や市民活動や地域コミュニティー活動の交流拠点となる地域交流センターの整備、保健センター機能や地域包括支援機能、病児保育機能など、行政サービス機能と医療機能を有した市立病院整備事業などがございます。

また、観光交流拠点のにぎわいの創出を目的とした笠間稲荷周辺の活性化といたしまして、稲荷門前通り整備事業や旧井筒屋旅館本館の改修、周辺散策路の整備などのほか、市民や観光客がすぐれた自然環境に親しみながら観光レクリエーション等に活用できる拠点整備といたしまして、北山公園の散策路及びバーベキュー場、キャンプ場整備などがございます。

さらに、急な少子化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化を背景とした中で、小学校就学前の子どもに対する教育と保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供をし、推進するため教育と保育を一体的に行う機能を有する認定こども園の整備、笠間地区、稲田地区などがございます。

次に、終了していない事業でございますが、現在も事業期間中であるといったものもございしますが、合併後早い段階で開始いたしました事業で、比較的長期にわたっているもので、南友部平町線整備事業や来栖本戸線整備事業、笠間小原線整備事業などでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 今のハードの部分の金額は、病院も大体わかっていると思うんですけども、その金額を教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） ハード事業の主な金額ということでございます。北山公園整備事業につきましては、約で申し上げますと2億6,000万、それから地域交流センター整備事業が約12億円、認定こども園が約15億円です。市立病院整備事業が約20億円、笠間稲荷門前通り整備といたしましては、これは金額がございません。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） おおよその概要がわかりました。本当に、今まで10年間私も議員としてこれをやってほしい、これをやってほしいということでいろいろなことをお願いし、6割ぐらいやっていただいた。佐白山周辺もありますけれども、これから新たな病院、また認定こども園がなぜ笠間だけやるんだという方もおりますけれども、これは制度的に今まで笠間でやってきたものだから私は仕方ないなと思っております。しっかりとこの5年が一つの明確なハード面の終着点というのかな、そういうものがあると思うんですよ。それをしっかりと運営していただきたいと思います。以上でこの質問は終わります。

次に、国道355（笠間地区）バイパスについて伺います。

このバイパスの件は昨年も、3月かな、やっぱり伺ったと思うんですが、私は来栖に住んでおりますけれども、その後下市毛地区から手越地区の地域はまだ開通してございません。ここができれば、笠間市でもいろいろなお祭りがあってどうしても渋滞してしまうと。外回りができればその渋滞も緩和するんじゃないかと私はずっと思っていましたけれども、なかなか最後のところができておりません。昨年の答弁を聞くと、約9割が買い上げは終わったという答弁をいただいて、現在、手越地区なのかな、今工事が斜傾地の所を掘って道路の工事が始まっております。残りの区間の工事が今始まっておりますが、どの程度本年進むのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

国道355号笠間バイパスの工事がどの程度進むのかについてのご質問でございますけれども、国道355号笠間バイパスは茨城県におきまして国道50号から手越地区までの全体延長5,200メートルの整備を現在進めているところでございます。

昨年度までに県道笠間つくば線までの3,860メートルが供用開始されたところでございます。残る区間の工事につきましては、下市毛の県道、笠間つくば線から現在工事されております手越地区の国道355号までの1,340メートルであり、ほぼ中間位置にはJR水戸線をまたぎます跨線橋の計画もでございます。現在は手越側から下市毛方面に向かって山林の掘削工事を施工中でございますが、用地取得が完了した区間において順次工事を進めている状況でございます。

また、開通の見通しといたしましては、平成31年度に開催が予定されております茨城国体を見据えて早期全線開通に向けまして取り組んでいると伺っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 昨年は多分9割方買い上げたということなんですが、現在はどの程度進んでいるかお伺いします。また、取り付け道路が多分いろいろあると思うんですけども、その辺も伺いたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） ただいまの用地取得が9割完了しているというご質問でございますけれども、現状でも9割でございます。現在、残りの用地取得につきましては、代替地等の調整をしているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 変わらないということだ。そういうことなんですね。代替地の話をしているということ、あと、道路取り付けの話は全然話はしていないということなのか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 国道355号バイパスの市道との関連の取り付け工事等につきましては、随時県と現在調整をしているところでございます。

また、先ほど9割用地買収が済んでいると言いましたのは、今年度になりまして9割が完了したということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） じゃあ、やっぱり31年までに県はやる、こちらはあくまでもお願いするほかないわけですから。ただ、今までの計画ではもうとっくにできている道路だったんですけども、ある事があってずっと遅れてしまったというのは、私も実状はよくわかっているんですが、地元の方であそこが道路が通るということでお店が何軒かもうできております。その部分も含めて県の方に働きかけをお願いいたします。以上でございます。

次に、笠間版CCRCと陶芸大学の連携についてということでお伺いいたしますが、3

月のときもこのＣＣＲＣの話をしていただきました。その中にこういう内容のことがございました。ちょっとお話をさせていただきます。

地方に定住したいという方の要望というか、大体50代、70代の方の要望なんですけれども、地域の人が一番目が5%ぐらいあるんですが、地域の人たちとの交流と触れ合い、あと、自然鑑賞が51%、地域貢献が多くて44%、農林漁業を趣味としてやりたいというのが多くて47%、そのずっと下の方にわら細工や陶芸等の工芸品をつくりたいという方が、詳しく言うと50歳から59歳までが20.6%、80歳から69歳までが15.7%、70歳以上が約25%の方がわら細工や陶芸がしたいということでございます。

私も笠間市民として笠間焼が大事じゃないかなということで、今回、「21世紀の魯山人になれるまち」なんて格好いい命題を中題につけたんですけれども、笠間市に春風萬里荘という魯山人の館がありますけれども、要するに笠間に移住していただいて陶芸をやってもらいたいということでございます。大学校も生徒も募集というか20人ですか、大学校の方の生徒は20人だと思うんですけれども、その生徒ではなくて、あくまで公聴生として20人とか30人を受け入れていただいて、うまくＣＣＲＣと大学と連携して、その方に、例えばお金を取って、どのくらい金額か、年間幾らか、50万とかという金額になると思うんですけれども、材料も含まれますから、そういう部分で材料費も含めて大学と連携してもらって、公聴生として勉強、2年とか3年やっていただいて、笠間焼が焼けるようになれば、また、魯山人だから美食家というか、自分で焼き物を焼いたり、いろいろなことをしている方なので、そういうことが笠間市でできるんじゃないかなと思ってこの質問をいたします。初めに、陶芸大学校の生徒は先ほど申しましたけれども、大体10人、20人が決まっておりますが、検討、話し合いをしていただいて、あくまでも聞いて、公聴生を設けてもらって、大学連携型のＣＣＲＣができないのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 8番石田議員のご質問にお答えいたします。

来年度開校予定の茨城県立笠間陶芸大学校は、第一線で活躍する陶芸家が特任教授として指導に当たり、人材育成の中核機関として笠間焼産地の技術力、芸術性、デザイン性、ブランド力の向上を図るとともに、現代陶芸をリードし、世界に大きく羽ばたけるような人材の輩出を目指しております。こうした大学校の設置目的でありますことから、議員ご提案の大学連携型のＣＣＲＣ、具体的なことがまだ定まっておりますので、一般的にいわれるＣＣＲＣの中で考えますと、その連携先につきましては、陶芸大学校ではなく、市内にあります笠間焼を体験できる窯元や関連施設等と連携し、笠間独自の取り組みを展開していくことが有効と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 話し合いはまだしてないですね。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 県との話し合いについてでございますが、まだ大学校も開校前でございますし、笠間におけるＣＣＲＣの方向性についてもまだ具体的な検討に入っておりませんので、その話はしてございません。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○８番（石田安夫君） できれば話し合いをしていただいて、可能性があれば私はやってほしいんですよ。ＣＣＲＣというのはアメリカから来て、アメリカでもほとんど大学と連携して本当に勉強する方もおられますが、ただ自分の向上心で大学を受ける方もいるわけですよ。そういう意味で、先ほど言いましたけれども、正規の生徒ではなくて、公聴生として３年くらい勉強すれば笠間焼というか、２番目にまた言うんですけれども、できるようなレベルになれる。また、自分の食べる食器ができるみたいな、そこまでのレベルというのが二、三年でできるんじゃないかなと私は思うんですよ。先生もプロですから教え方というのはできるわけですよ。ただ、陶芸家というか焼き物、今お話がありましたけれども、焼き物の人たちというのは個々に教えてくれるのかどうか、その辺が、２年とか３年かけて部長が言うような形になるのかどうか、その２点だけ、１点ずつお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 大学校ということではなくて、笠間焼を現在取り組んでいる作家さんなり窯元での技術指導等につきましては、これはその内容によりまして、どこまで目指すかというような内容によりましてかかわりが変わってくるかと考えております。その目的によりまして、それぞれについて受け入れなり、対応なりは可能かと考えております。大学校につきましては、まだ技術的な指導等についての相談もしてございませんので、まだ大学校においての話し合いまでの段階にないというふうに思っております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○８番（石田安夫君） 話し合いぜひしていただいて、もしできれば一つの目玉になるわけですから。何もしないでできませんでは話にならないわけですよ。僕らもこういう資料をもらって、計画を立てて、国にこれを出さなくちゃならないわけですよ。だからその辺はしっかりと話し合いをしていただいて出してもらいたい。これがある意味で笠間の起爆剤になるんだろうと。だって、実際に公聴生として年間２０人、３０人だったら１０年間で２００人とか３００人になるわけですよ。その方が笠間に移住していただけたらというのも一つの形になるわけですからね、県の方との話し合いをぜひお願いしたいと思います。

２番目に、昔の笠間焼ということでもちょっとお話を。

昔の笠間焼を公聴生に教えて、笠間の粘土を使ってもらい、地産地消を進めるべきではないかということでお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） 笠間の粘土の地産地消を進めるべきとのご質問ですが、一昨年より笠間焼協同組合と茨城県窯業指導所で笠間の土を使った粘土の研究を行い、笠

間粘土で焼いた陶器を準笠間焼としてブランド化し、地産地消を進めております。現在、市内で陶芸教室を実施している工芸農家を初め、笠間焼の窯元においてもかなりの量の笠間の粘土が使われていると伺っております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 使われておりますという答えでございますけれども、確かに、作家さんたちって笠間の粘土ってあんまり使わないんですよ。実際。昔、僕らのイメージだと茶色い色の花器というのかな、いうのがあって、大きなものはどンドン、どンドン、余り失敗しないというか、いろいろな粘土を混ぜると膨張率とか収縮率が違うので割れてしまうんですって。製品として100個つくったら、30ぐらい割れてしまうみたいな。

そうではなくて、私が思っているのは、あくまでも東京から来た僕が言う公聴生たちに笠間の粘土を使っていただいて、笠間の粘土100%であれば、焼き方がちゃんとしていけば100%製品は完成するわけですから、その辺が、皆さん、15%笠間の粘土が含まれているとどうのこうのというのがあるらしいんですけれども、そうではなくて、100%笠間の粘土を使っていただきたいと。なぜかという、笠間市の周りは盆地でございまして、その周り稲田石があって、柿釉も取れるし、粘土層もあるんです。ものすごく、ある意味で地産地消なんです。昔はなぜ笠間焼が広がったかという、普通の農家の人が勝手に自分の所の土地から粘土を取って焼いて売っていたみたいな部分があるんです。それが発祥みたいな部分があるんですけれども、そういうものがあるので、ぜひ若い、若いというのかな、他県から来た人たちに失敗しない笠間焼をぜひ焼いてもらいたい。そうすれば、専門家がつくる焼き物ではなくて、自分で使う食器とかができるんじゃないか。そういう意味でこの地産地消を進めてもらいたい。笠間の粘土を使ってもらいたい。今まで、多分笠間焼って、いろいろな作家さんたちが使っている粘土はほとんど笠間の粘土ではありませんからね。その辺をよく知らないと、五、六人は多分いると思うんですけれども、百何人かはほとんど違う粘土を使って、要するに、お金を使ってほかの物を買ってきているみたいな部分がありますので、そうじゃなくて、笠間の粘土をぜひ使ってもらいたいというのが趣旨なので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 石田君、いいんですか。答弁ないね。

○8番（石田安夫君） ないです。いいですよ、結構ですよ。

次に、地域ブランドということで地理的表示法について伺います。

①地域に根差す農林水産物や食品のブランド化を守るG I法が6月1日より施行されました。本市でもできればクリなどをこのG I法に登録できないかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長山中賢一君。

○産業経済部長（山中賢一君） G I法が制定されまして、その法律に基づきます地理的表示保護制度につきましては、品質、社会的評価、その他の確立した特性が産地と結びついている製品の名称を知的財産として保護するもので、地域ブランドとして差別化するこ

とができ、付加価値化に反映できるメリットがあります。

本市の主要農産物の一つであるクリにつきましては、栽培講習会の開催やクリ苗植栽に対する補助事業、販売促進や産地PR活動などにより産地としての地域ブランド化を推進しているところであり、知名度につきましても向上していますことから、この制度を活用できる可能性はあると考えられます。仮に認証されれば、さらにクリの生産や販売向上にもつながるものと期待されます。

なお、この制度の申請主体となれますのは、生産・加工業者の団体、JAや地域ブランド協議会などであることから、今後は市内の主な生産組織などに制度を周知し、産地が一体となり取り組めるよう働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ぜひ推進してください。これは知的財産として、もしこれを使えば、にせ物であれば罰則がありますので、笠間市では推進するほかないわけですから、ぜひ推進して、どの事業者がやるか僕もちよっとわかりませんが、ぜひ実現させてください。笠間市という名前がつくわけですからぜひお願いいたします。以上で終わります。

次に、ひとり暮らし等の支援について伺います。

緊急時及び日常について、ひとり暮らし等支援が必要な緊急時の対応等並びに日常的な相談や支援や安否確認のためのシステムの配備を開始とありますが、具体的にお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 石田議員のご質問にお答えいたします。

現在、笠間市ではひとり暮らしの高齢者の方々に笠間市ひとり暮らし等緊急通報システムというものを実施しておりますが、このシステムは高齢者の自宅に電話回線を利用して、ボタン式の機器を設置し、緊急時にボタンを押すことによりまして消防本部へ通報が行きまして、救急搬送が円滑にできる仕組みとなっております。ただ、この仕組み自体は平成の当初のころに設置したものでして、機器の老朽化や誤報によります救急車両の出動など、通信指令の広域化に対応するというようなことも現在懸案としてありますので、新たな仕組みとしまして「高齢者見守り安心システム」への移行を現在予定しております。

その移行に当たりましての3点の目的がございますが、まず、消防本部からの独立と。次に、相談等の内容の充実、また、利用者の拡大というものを柱といたしております。内容としましては、専門的な知識を有する看護師などがオペレーターとなる受信センターにおきまして、利用者の家庭内の事故等に随時対応でき、また、事業受託者から高齢者宅、加入者の方に定期的、月1回以上ということですのでけれども、連絡を入れる安否確認ができるもの、そういうようなことによりましていつでも利用者から相談できる体制の構築というようなことで、高齢者がひとりでより安心して生活できる環境の整備に図ってまいりたいということで進めております。

なお、利用料につきましては、収入に応じた負担というものを考えております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 17番大貫千尋君が着席しました。

石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 最後に利用料ということがありましたが、その具体的な例をお教えください。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 利用料につきましては、収入の階層によりまして5段階を予定しておりまして、現在一月当たりいくらぐらいの利用料になるのかなということで計算しておりますけれども、当初の設計ですと一月当たり3,000円かかって、一番所得階層の多い方を現在見ますと、1割負担の方が一番多いというようなことがありますので、300円程度の一月負担の方が一番多くなるんだろうということで見越しておりますけれども、今後委託業者が決まりました場合には、3,000円が上限ということで、現在2,000円程度が設定できるのかなと思いますので、1割で言えば200円程度の負担が一番多くの方が負担していく中で制度が運用できるということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） これは一般競争入札ではないですね。

○議長（藤枝 浩君） 櫻井史晃君。

○福祉部長（櫻井史晃君） 事業者からのプロポーザル方式で行っております。現在その内容については、詳細について相手と交渉しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） これで終わります。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 以上で石田安夫君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12日午前10時から開催いたしますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後2時03分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 菅 井 信

署 名 議 員 畑 岡 洋 二